【特定粉じん等排出等作業実施届出が必要となる工事】

次の①または②のいずれかに係る特定粉じん排出等作業

①吹付け石綿

②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

※石綿を含有する配管保温材を、非石綿部の切断により除去する場合は届出対象外

［参考１］

大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）抄

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第１８条の１７　特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条及び第１８条の１９において「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の１４日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

［参考２］

大気汚染防止法施行令（昭和４３年政令第３２９号）抄

（特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料）

第１０条の２　法第１８条の１７第１項の政令で定める特定建築材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。